

## DC 制度運営の再点検を

年金改革法の成立により、企業型 DC のマッチング拠出における「事業主掛金を超えない」こととする拠出制限が撤廃される。令和 7 年度税制改正で認められた会社員等における iDeCo の拠出制限（企業年金加入者で 2 万円、非加入者で 2.3 万円）の廃止や拠出限度額の月額 6.2 万円への引き上げを含め、会社員等の DC 制度にかかわる拠出制限は大幅に緩和されることになる。

会社員等の中でも、とりわけ企業型 DC 加入者にとっては、拠出限度額の複雑さを緩和し、掛金拠出の自由度を高める改正であり、公的年金を補完する制度として存在感が高まる DC 制度の利用拡大の余地を拡げるといって大いに歓迎される。

ただし、企業型 DC では退職後の資産形成への関心に乏しい加入者が一定程度存在するといった課題があり、DC 制度の効果的な利用を促進する上では、こうした課題への対応も欠かせない。

資産運用立国実現プランのもとで、DB 運営の在り方を見直す機運が高まっている。こうした中、企業型 DC 導入企業においても、金融リテラシーの底上げや iDeCo を含む DC 制度の有効活用の促進を通じて、加入者の効率的な資産形成を後押しする運営となっているのか、加入者支援のあり方を再点検したい。

### 《目次》

- ・ (公的年金)：成立した年金制度改正が将来の年金額に与える影響
- ・ (資産運用)：日本の人的資本投資の現状と課題
- ・ (不動産投資)：外国人が支える人口動態～多言語対応等の居住支援が喫緊の課題